

## 国立大学法人佐賀大学構内における食品移動販売事業者の募集契約書(案)

委託者 国立大学法人佐賀大学 学長 児玉 浩明（以下「委託者」という。） と

受託者 ○○○○○○（以下「受託者」という。）

との間において、「国立大学法人佐賀大学構内における食品移動販売に関する事業者の公募要領」に基づき学生へのサービス向上及び教職員の福利厚生に係る業務の一部を受託者に委託することに関し、次のとおり契約を締結する。

### （販売場所）

第1条 販売場所は委託者が指定する構内の場所とする。

### （販売方法）

第2条 販売は、受託者の一切の責任で行うこととする。

### （販売物品）

第3条 販売する食品の内容は、学生・教職員が食するのに相応しいものとする。

- 2 健康を考慮する案内を行うよう努めること。
- 3 販売価格は、学生が購入しやすい価格帯にすること。
- 4 ゴミ対策を考慮した販売体制とすること。
- 5 過剰包装は避け、責任を持ってゴミの回収に努めること。
- 6 用意した商品に余剰が生じた場合には、受託者の責任で措置すること。

### （販売の資格）

第4条 保健所等への届出及び許認可を受けていること。（本契約書に保健所等への届出、許認可を受けていることが確認できる書面の写しを添付すること。）

### （契約期間）

第5条 契約期間は、単年度とし、契約締結日から3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに委託者・受託者いずれからも何ら意思表示をしない場合は、期間満了の翌日から向こう1か年の契約の更新をしたものとみなし、その後も同様とする。この場合、第10条の2項は準用されるものとする。

### （販売時間）

第6条 特別な事由がある場合を除き、通常の場合、前後の準備片付けを含んで、概ね11時から15時の時間帯とする。

### （販売中止や販売時間の変更）

第7条 行事等での販売中止や販売時間の変更は、委託者が受託者に販売日前日までに連絡すること。

### （施設等の原状回復）

第8条 契約期間が満了したとき、又は契約を解除したときは、受託者は、委託者の指定する期日までに受託者の負担において施設等を原状に回復して、委託者に返還しなければならない。ただし、委託者が承認したときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、受託者は、施設等の原状回復に投じた有益費その他の費用について、委託者に一切請求することができない。
- 3 受託者が、原状回復の義務を履行しないときは、委託者は、受託者の負担においてこれを行うことができる。この場合、受託者は委託者に異議を申し立てることはできない。

### （販売者の責任）

第9条 食品の販売に際して、トラブル等が発生した場合は、受託者の責任においてこれを処理すること。

- 2 販売する食品については、ゴミ対策を考慮しつつ教育現場に相応しい対応を行うこと。
- 3 賞味期限切れの食品を販売してはならない。
- 4 販売した食品が原因で発病した場合は、事後の対応を受託者が責任を持って行うこと。
- 5 酒類の販売をしてはならない。

(販売者の義務)

第10条 受託者は、毎月月末までに、当該月における商品の販売数量その他委託者の指定する事項に関する報告書を作成し、当該期間終了後速やかに委託者に報告すること。

2 受託者は委託者に売上金の5%を各月毎にまとめ、本学の発行する請求書発行日の属する月の末日までに納付すること。

(不測の事態)

第11条 契約期間中に予測不能の事故等により、販売業務の継続が不可能になった場合は、受託者は委託者に申し出て販売業務を中止することができる。

2 台風・地震等の予測不能な事態が原因で販売中止となった場合において、未販売の食品の処分は受託者の責任で行うこと。

(契約の解除)

第12条 委託者は、次の各号に該当するときは、契約の解除又は契約の一部を変更することができるものとする。

(1) 受託者に「食品移動販売に関する事業者の公募要領」に定める事実違反したとき等、本契約に違背する事実があったとき。

(2) 委託者が、受託者に使用させている土地を必要とすることになったとき。

(3) 施設等が災害により重大な被害を受け使用できなくなったとき。

2 受託者は業務上重大な支障が生じて、業務が遂行できなくなったときには、委託者に対し、異議の申し立て、営業権の保証等、損害賠償その他一切の請求を行使することができない。

3 受託者は、前2項による契約の解除又は契約の一部変更があった場合、委託者に対し、異議の申し立て、営業権の保証等、損害賠償その他一切の請求を行使することができない。

(損害賠償)

第13条 受託者は、その責に帰すべき事由により施設等に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。ただし、原状回復した場合はこの限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、受託者がこの契約に定める事項を履行しないため、委託者に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。

(裁判管轄)

第14条 この契約に関する訴えの管轄は、委託者の所在地を管轄区域とする佐賀地方裁判所とする。

(協議)

第15条 この契約に定めのない事項又はこの契約内容に疑義が生じた場合は、委託者受託者双方でその都度誠実に協議するものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、委託者受託者双方が記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

委託者 佐賀市本庄町1番地  
国立大学法人佐賀大学  
学 長 兒玉 浩明

受託者